

令和2年第2回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年8月26日 開会

令和2年8月26日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

8月26日（水曜日） 第2号

| | |
|-------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 3 |
| 開会 | 3 |
| 議席の指定 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 報第4号から議案第9号まで5件上程、説明、採決 | 4 |
| 閉会 | 10 |

議 事 日 程

令和2年8月26日（水曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報第4号 専決処分の報告について（令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 第5 報第5号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第6 議案第7号 令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第8号 令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報第4号 専決処分の報告について（令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 日程第5 報第5号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 議案第7号 令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第8号 令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（46人）

1番 浅井文彦君

2番 大野一生君

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番 | 松原和生君 | 28番 | 古田聖人君 |
| 4番 | 広瀬幹夫君 | 29番 | 古大橋孝君 |
| 5番 | 田中孝典君 | 30番 | 早野博文君 |
| 8番 | 尾関健治君 | 31番 | 西脇康世君 |
| 9番 | 青山節児君 | 32番 | 谷村成基君 |
| 11番 | 辻文男君 | 33番 | 木野隆之君 |
| 12番 | 勝康弘君 | 34番 | 堀正君 |
| 13番 | 成瀬徳夫君 | 35番 | 富田和弘君 |
| 14番 | 松井聡君 | 36番 | 武藤貞雄君 |
| 15番 | 小坂喬峰君 | 37番 | 井上保子君 |
| 16番 | 伊藤誠一君 | 38番 | 岡崎和夫君 |
| 17番 | 加藤淳司君 | 39番 | 戸部哲哉君 |
| 18番 | 浅野健司君 | 40番 | 三品智裕君 |
| 19番 | 富田成輝君 | 41番 | 竹内浩一君 |
| 20番 | 林宏優君 | 42番 | 板津徳次君 |
| 21番 | 森和之君 | 43番 | 佐藤光宏君 |
| 22番 | 都竹淳也君 | 44番 | 井戸敬二君 |
| 23番 | 藤原勉君 | 45番 | 金子政則君 |
| 24番 | 日置敏明君 | 46番 | 横家敏昭君 |
| 25番 | 山内登君 | 47番 | 今井俊郎君 |
| 26番 | 松永清彦君 | 48番 | 渡邊公夫君 |
| 27番 | 松原秀安君 | 49番 | 成原茂君 |

欠席議員（3人）

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 6番 | 國島芳明君 | 10番 | 堀部勉君 |
| 7番 | 古川雅典君 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|--------|------------|-------|
| 広域連合長 | 柴橋正直君 | 事務局長 | 市岡三明君 |
| 副広域連合長 | 小川敏君 | 会計管理者兼会計課長 | 吉田鈺蔵君 |
| 副広域連合長 | 武藤鉄弘君 | 総務課長 | 長屋雅治君 |
| 副広域連合長 | 水野光二君 | 資格電算課長 | 尾関裕孝君 |
| 副広域連合長 | 宇佐美晃三君 | 給付課長 | 村井功君 |
| 副広域連合長 | 柴山佳也君 | | |

職務のため出席した事務局職員

書記長 青山浩美

書記 安田延弘

開 会

午後1時30分 開 会

○議長（大野一生君） 定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

－ 諸般の報告 －

○議長（大野一生君） 日程に入るに先立って諸般の報告を行います。

去る3月31日付で、美濃市選出の柴田徳美議員から、5月7日付で、大垣市選出の日比野 芳幸議員から、5月8日付で、美濃市選出の古田豊議員から、6月9日付で、岐阜市選出の谷藤 錦司議員から、議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第八十三条第二項の規定により、御報告いたします。以上で諸般の報告を終わります。

開 議

○議長（大野一生君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 議席の指定

○議長（大野一生君） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、私において、3番 松原和生君、5番 田中孝典君、9番 青山節児君、10番 堀部勉君、11番 辻文男君、13番 成瀬徳夫君、22番 都竹淳也君、23番 藤原勉君、24番 日置敏明君、25番 山内登君、36番 武藤貞雄君、39番 戸部哲哉君、42番 板津徳次君、45番 金子政則君、以上のとおり指定します。

第2 会議録署名議員の指名

○議長（大野一生君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、私において、9番 青山節児君、35番 富田和弘君、の両君を指名します。

第3 会期の決定

○議長（大野一生君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

第4 報第4号から議案第9号まで

○議長（大野一生君） 日程第4、報第4号から日程第8、議案第9号まで、以上5件を一括して議題とします。

これら5件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。

〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） 令和2年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃は、議員の皆様並びに関係市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ちまして、一言申し上げます。

先般の7月豪雨により、県内におきましても甚大な被害が発生いたしました。

被災されました皆様方には、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本広域連合といたしましても、災害救助法が適用された市町村において、住宅の全半壊・床上浸水等の被害を受けられた被保険者に対して、保険証がなくても医療機関等を受診できるようにするとともに、窓口での一部負担金については、高齢者の医療の確保に関する法律第69条の規

定に基づき、その支払いを猶予し、更に免除するという特別対策を実施したところであります。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、これまで人類が接したことのない感染症で、一時は、終息の兆しが見られたものの、全世界的に感染拡大が進む中、日本国内においても連日感染者が確認され8月10日時点で、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗客乗員を含めた累計の感染者数は50,396人、死亡者数は1,067人となっております。感染された皆様方には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げます。

この感染症にあっては、有効な治療薬やワクチン等は、開発中で普及しておらず、極めて速いスピードで感染が拡大し、クラスターと呼ばれる集団感染も発生するなど、更なる感染拡大が憂慮されております。

このような状況の中、岐阜県においては、去る7月31日に「第2波非常事態」に対する緊急対策が発せられ、県民が一体となって「オール岐阜」による感染拡大防止の取組みが、求められたところであります。

今後は、新型コロナウイルス感染症が存在するという前提に立って、新しい生活様式を実践する「with コロナ」の考え方を土台として、人との距離確保・マスクの着用・手洗いを習慣付け、密閉・密集・密接の3つの密を回避し、毎日、体調を自己チェックするなど感染拡大の防止を徹底していく必要があると感じています。

また、緊急事態宣言下の外出自粛において再認識された日々の健康管理の重要性を踏まえ、エビデンスに基づく予防・健康づくり、重症化対策の取組みを、より一層推進してまいりたい所存であります。

それでは、諸般の情勢と若干の所感を述べさせていただきます。

本年7月末に閣議決定されました令和2年版の高齢社会白書によりますと、総人口に占める65歳以上の割合、いわゆる高齢化率は28.4%で、とりわけ後期高齢者人口約1,850万人が総人口に占める割合は14.7%となり、人生100年時代とも言われる長寿社会を迎えようとしております。

本広域連合の被保険者数も制度発足時である平成20年度の約23万3千人に対し、12年経過した今年の3月末現在で310,544人と約3割増加しております。

昨年9月に厚生労働省が発表されました平成30年度医療費の動向によりますと、国民医療費総額は約4兆2千6億千億円、その内、後期高齢者医療費は約1兆6千4億千円でありまして、国民医療費総額の38.5%を占めるという状況になっております。1人当たりの医療費は、75歳未満では約2万2千円であるのに対し、75歳以上ではその4倍を超える93万9千円ほどとなっており、今後、「団塊の世代」が後期高齢者となります2025年にかけて、医療費の大幅な増加が見込まれています。

こうした医療費の変動に対応するため、厚生労働省では、2年に1回、後期高齢者医療制度の保険料率の見直しが行われ、本年4月に、令和2・3年度の保険料が全国平均で1人当たり月額6,397円となり平成30・31年度に比べ7.4%、439円増加することになりました。

本広域連合の令和2・3年度保険料につきましても、1人当たりの平均月額12.5%、625円増加して5,633円に改定し、7月中旬に各市町村から被保険者に対して令和2年度の保険料決定通知書を発送したところであります。

このような中、年金・労働・医療・介護など社会保障全般にわたる議論が、政府の全世代型社会保障検討会議において交わされており、去る6月25日に第2次中間報告がまとめられたところであります。特に、後期高齢者の窓口負担のあり方などの医療保険制度改革につきましては、「昨年末の中間報告で示された方向性や進め方に沿って、さらに検討を進め、本年末の最終報告において取りまとめる」と明記されたところでもあります。

また、去る6月に行われました全国後期高齢者医療広域連合協議会連合長会議に係る書面決議におきまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、現場の意見を取り入れながら事業内容や運用の見直しを行うなど、柔軟に対応すること、及び、安定的な財政運営と人材確保に対し支援を行うことを求め、後期高齢者の窓口負担のあり方については、勤労世代の高齢者医療への負担状況に配慮しつつ、慎重かつ十分な議論を重ねること、やむを得ず窓口負担の割合を引き上げる場合は、十分な周知期間を設け、被保険者に対して丁寧な説明を行うことなど、8項目について、国に要望されました。このように、後期高齢者の窓口負担のあり方については、世代間の公平性の観点から現役世代の負担軽減につながる取り組み・検討が必要と強く感じています。

いずれにいたしましても、今後も引き続き現場からの意見を、国に伝えていくとともに構成市町村と協力・連携し、被保険者の方に寄り添った後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めていきたいと思っておりますので、議員各位のご支援をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、今期定例会に提案をいたしました諸議案につきまして、その概要を、一括して御説明申し上げます。

報第4号は、去る4月23日に専決処分いたしました「令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御報告し、承認を求めるところであります。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染等により労務に服することができなくなった被用者に対する傷病手当金の支給にあたり歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,557億6,069万4千円とするものであります。

報第5号は、同じく4月23日に専決処分いたしました「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の制定につきまして、御報告し、承認を求めるところであります。

これは、先ほどの報第4号で補正しました新型コロナウイルス感染症に感染した等の被用者に対して傷病手当金を支給する根拠を規定するものであり、収入が減少した場合などによる被保険者の保険料の徴収猶予及び減免に関する事項について定めるため、所要の改正を行ったものであります。

以上2件につきましては、後程、事務局から補足説明をいたします。

続きまして議案第7号は、「令和2年度 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。

今回の特別会計補正予算は、令和元年度分の療養給付費等の精算を行うもので、歳入歳出それぞれ40億5,709万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,598億1,779万円とするものであります。それでは、歳入補正予算の概要を御説明申し上げます。市町村支出金におきましては、療養給付費負担金の過年度精算分として1億4,605万4千円を計上いたしまし

た。国庫支出金におきましては、高額医療費負担金の過年度精算分として433万9千円を計上いたしました。県支出金におきましては、療養給付費負担金と高額医療費負担金の過年度精算分として9,010万3千円を計上いたしました。

また、精算に必要な財源として令和元年度からの繰越金38億1,660万円を計上いたしました。

続きまして、歳出補正予算の概要を御説明申し上げます。令和元年度分の療養給付費等の精算に伴う償還金として、市町村に対し7億0,205万9千円国に対し22億3,393万2千円支払基金に対し11億2,110万5千円合計40億5,709万6千円を計上いたしました。

次に議案第8号は、「令和元年度 岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

初めに、令和元年度の一般会計決算につきまして、御説明申し上げます。歳入合計は、2億7,145万9,134円歳出合計は、2億3,463万0,696円歳入歳出差引残額は、3,682万8,438円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村負担金が2億5,990万6,978円前年度決算剰余金による繰越金が973万7,492円となりました。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、市町村派遣職員の人件費負担金1億9,747万2,600円を支出いたしました。

次に、令和元年度の後期高齢者医療特別会計決算につきまして、御説明申し上げます。歳入合計は、2,612億6,504万120円歳出合計は、2,536億4,180万7,155円歳入歳出差引残額は、76億2,323万2,965円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村支出金として、各市町村から納付される保険料負担金、療養給付費の定率負担金や保健事業費の負担金などで442億8,961万9,796円を収入いたしました。

国や県からの支出金として、療養給付費や高額医療費の定率負担金などで、国から840億4,066万1,981円県から205億1,966万4,987円を収入いたしました。

支払基金交付金といたしましては、現役世代からの支援金1,018億6,876万円を収入いたしました。

また、前年度決算剰余金による繰越金として、98億9,103万6,308円を収入いたしました。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、レセプトの管理や点検業務、電算処理業務に係る経費など5億5,486万4,352円を支出いたしました。

保険給付費におきましては、療養給付費を2,335億1,240万5,546円、療養費を23億7,601万4,344円、高額療養費を94億3,940万4,742円、高額介護合算療養費を2億6,389万1,903円、葬祭費を8億8,575万円支出いたしました。

審査支払手数料及び葬祭費を除く医療給付費は、2,455億9,171万6,535円となり、前年度と比べ3.1%、約73億円の増加となりました。

これは、1人当たりの医療給付費が0.6%、被保険者数が1.9%増加したことによるものです。

保健事業費におきましては、健康診査費としてぎふ・すこやか健康診査業務委託料を6億9,2

86万6,288円「ぎふ・さわやか口腔健康診査業務委託料を1億1,076万5,742円それぞれ支出いたしました。受診率につきましては、ぎふ・すこやか健康診査は、平成30年度の22.5%から23.1%と増加いたしました。

また、ぎふ・さわやか口腔健康診査は、平成30年度の5.3%から5.6%となり、こちらも前年度を上回っております。

その他保健事業として、医療費の適正化を目的とした医療費通知書や後発医薬品利用差額通知書の作成等に係る委託料853万2,772円を支出いたしました。

諸支出金におきましては、平成30年度分の療養給付費負担金及び保健事業費負担金等の精算に伴い、国や県、市町村、支払基金への償還金50億2,464万2,586円を支出いたしました。

なお、決算成果説明書並びに監査委員の審査意見書を添付してありますので、御参照いただきたいと存じます。

最後に、議案第9号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

これは、先般の7月豪雨により災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有する被保険者に対する保険料の減免に関する事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

以上、今期定例会に提案をいたしました議案について、御説明を申し上げます。

今後とも各市町村と十分に協議、連携を図りながら制度の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大野一生君） 事務局長、市岡三明君。

〔市岡三明君登壇〕

○事務局長（市岡三明君） 報第4号及び報第5号の2件の専決処分について、ご説明をいたします。

当該議案は、新型コロナウイルス感染症の感染等に係る補正予算及び条例改正でありまして、いずれも特に緊急を要し、本広域連合議会を招集する時間的余裕がないため、去る4月23日に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長による専決処分を行ったものであります。

それでは、当該専決処分の概要について、順次、ご説明いたします。

まず初めに、報第4号 補正予算であります。

お手元に、ご配付しております「歳出事業調書」をご覧ください。

本補正は、新型コロナウイルス感染症の感染等により労務に服することができなくなった等の被用者に支給する傷病手当金について、所要額を措置したものであります。

傷病手当金の支給額につきましては、「一日あたりの給与額の3分の2」に相当する金額に「支給対象日数」及び「支給対象者数」を乗じて算出することとなりますことから、予算計上にあたっては、令和元年度実態調査による給与所得額及び給与所得者数並びに本年3月19日時点での県内感染における最大見込み者数の状況などから支給対象者見込み者数を63人と想定し、

歳出補正予算額を350万円としたものであります。

なお、財源につきましては、国庫支出金であります「特別調整交付金」により措置したところであります。

続きまして、報第5号 医療に関する条例改正であります。「議案集」の6ページをご覧ください。

提案理由に記載のとおり、「傷病手当金」を支給するとともに、保険料の徴収猶予及び減免に関する事項について定めるため、条例改正を行ったものであります。

7ページをご覧ください。

傷病手当金の支給については、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項において、「条例の定めるところにより、この支給ができる」とされております。

そのため、本年3月24日付け、厚生労働省発出の「条例参考例及びQ&A」に準じて、附則の第15条から第17条に記載のとおり傷病手当金の給付に係る対象者、支給対象日数及び一日あたりの支給額などの事項について規定したものであります。

また、改正後の規定につきましては、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定めた令和2年9月30日までの間に属する場合に適用することといたしました。

保険料の減免等につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第111条において、「条例の定めるところにより、特別の理由のある者に対し、保険料を減免し、又は、その徴収を猶予できる」と定められておりますことから、本年4月8日付け、厚生労働省発出の「後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の算定基準について」に基づき、条例の本文第18条に徴収猶予に該当する条件を、また、第19条に保険料の減免に該当する条件を規定したところであります。

なお、改正後の減免等の規定は、令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料に適用することといたしました。

以上、ご説明いたしましたとおり、専決処分を行いましたので、本議会にご報告申し上げ、同処分の御承認をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（大野一生君） これら5件に対する質疑及び討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、報第4号を採決します。

お諮りします。本件について、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

次に、報第5号を採決します。

お諮りします。本件について、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

次に、議案第7号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第8号を採決します。

お諮りします。本件については、これを認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、認定すべきものと決しました。

次に、議案第9号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

閉 議 閉 会

○議長（大野一生君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和2年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時00分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

大野一生

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

青山節晃

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

高田和弘